

(仮称)橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会条例施行規則 ver.2

(趣旨)

第1条 この規則は、橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会条例(平成 年橋本市条例第 号。以下「はぐくむ委員会条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(庶務)

第2条 橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会(以下「委員会」という。)の庶務は、総合政策部政策企画室において処理する。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成一年一月一日はぐくむ委員会条例の施行の日から施行する。